

※今までに本用紙を提出したことがある方は、提出不要です。

## 個人番号（マイナンバー）届出書（保育施設入所用）

保育施設入所の手続きにマイナンバーの記載が必要になります。  
入所児童毎に登録票を作成して、申請書類と併せて提出してください。

### 個人番号（マイナンバー）記載欄

児童氏名（ ）

マイナンバー

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

保護者氏名（ ）

マイナンバー

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

保護者氏名（ ）

マイナンバー

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

マイナンバーを記載して申請をする場合は本人確認（番号の確認・身元の確認）が必要です。次のいずれかの写しを併せて提出してください。

番号の確認ができるもの	身元の確認ができるもの
○マイナンバーカード（個人番号カード） ※1枚で「番号の確認」「身元の確認」の両方ができます。	
○個人番号通知カード ○個人番号記載の住民票	○運転免許証 ○パスポート など ※公的機関が発行している写真付きのもので確認します。

※添付書類については、それぞれ保護者全員分が必要になります。

※マイナンバーカード（個人番号カード）以外については、「番号の確認ができるもの」と「身元の確認ができるもの」の両方の写しが必要になります。